

羽村市地域防災計画（令和8年修正案）

【凡例】

~~取り消し線~~ : 修正前

赤字 : 修正後

第3章 火山災害対策

【体系図】

第1節 基本方針 P6-23

第2節 情報の収集及び伝達 P6-31

第3節 応急活動体制 P6-36

第3章 火山災害対策

第1節 基本方針

本対策は、富士山で大規模な噴火が発生した場合、吹き上げられた火山灰が、噴火規模や気象条件によっては市にも到達し、2～10cm程度以上、降灰する可能性があることから、市民の生命及び健康の安全を確保するための降灰対策を推進するとともに、市や関係機関等がとるべき対応を定めるものである。

なお、平成21年2月に浅間山が噴火し東京にも降灰があったことから、富士山以外の火山の噴火に伴う対応についても本対策を準用するものとする。

1 被害想定国の降灰対策検討の概要

~~本対策では、国が設置した富士山ハザードマップ検討委員会が、平成16年6月に公表した「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」に示された被害想定を基礎とする。~~

(1) ハザードマップの検討経緯

平成13年7月に、国、関係する県及び市町村により「富士山火山防災協議会」が設立（後に東京都も参加）された。火山防災対策の確立と、それらの基礎となる火山ハザードマップや火山防災マップの作成にあたり、専門的見地から検討するため富士山ハザードマップ検討委員会が同年7月に設けられ、平成16年6月に富士山ハザードマップが作成された。

富士山ハザードマップ検討委員会が取りまとめた被害想定では、市は、富士山山頂火口から距離があるため、溶岩流、火砕流等の被害を受けることはなく、広範囲な降灰に起因する被害が想定されている。

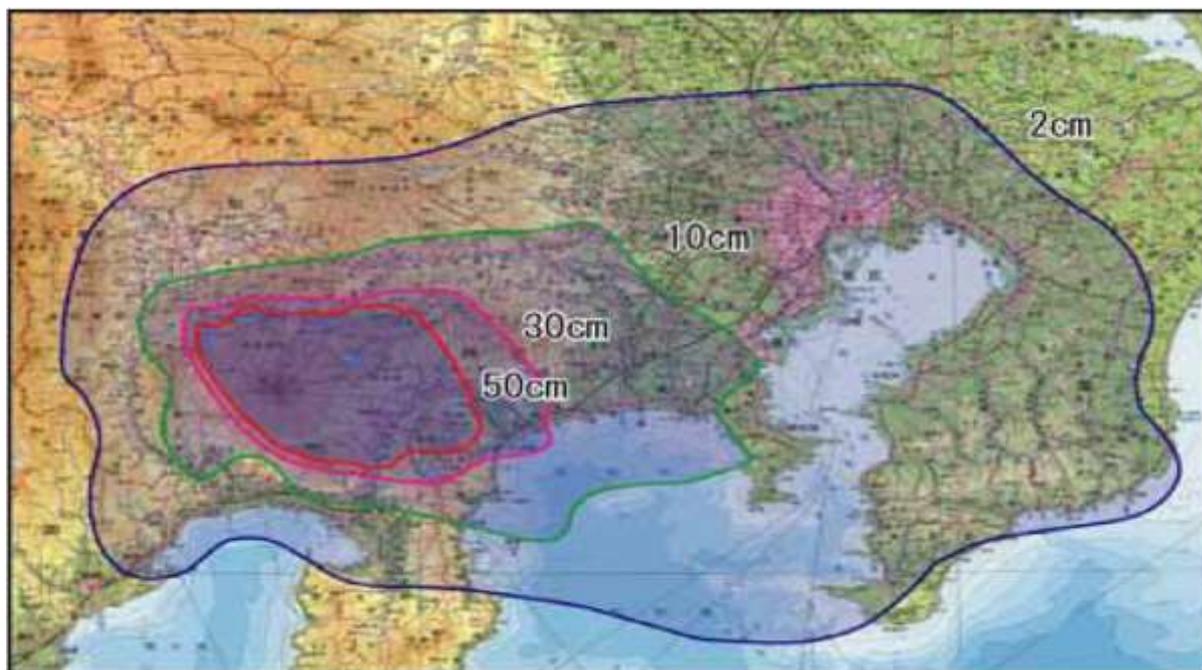
なお、実際の降灰範囲は、噴火のタイプ、火口の出現位置、噴火規模、噴火の季節等の様々な条件によって変化する。

【噴火の規模と被害の概要】

	内 容	
噴火の規模等	規 模	宝永噴火と同程度
	継続期間	16日間
被害の原因	降灰	
被害の範囲	市内全域	
被害の程度	2～10cm程度	
被害の概要	健康障害、建物被害、交通・ライフライン・農業・商工業・観光業への影響	

※上の表は、平成16年当時の表現をそのまま引用したものである。

降灰予想図（降灰の影響がおよぶ可能性の高い範囲）



出典 富士山火山広域防災対策基本方針より

※富士山火山防災対策協議会は、令和3年3月に富士山のハザードマップを改定したが、降灰については、平成16年版を再掲している。

(2) 大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ

平成30年に大規模噴火時の広域降灰対策の基本的な考え方を検討するため、中央防炎会議 防災対策実行会議に「大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ」（以下「広域降灰WG」という。）が設置された。

広域降灰WGでは、国や指定公共機関、地方公共団体等が首都圏における大規模噴火時の降灰対策の検討を行う際の前提となるよう、まずは大規模噴火降灰時に降灰によりどのようなことが起こるのかを検討し、これを基に大規模噴火時の広域降灰対策の基本的な考え方について検討が行われた。

検討においては、過去に首都圏に大量の降灰をもたらした実績があり、過去の噴火実績が比較的解明されていることを踏まえ、富士山をモデルケースに用いることとされた。

検討の結果、令和2年4月に「大規模噴火時の広域降灰対策について一首都圏における降灰の影響と対策― 富士山噴火をモデルケースに―（報告）」（以下「広域降灰WG報告」という。）が公表された。

広域降灰WG報告では、大規模噴火時における降灰による影響や対策の検討の留意事項等が取りまとめられている。

(3) 首都圏における広域降灰対策検討会

「広域降灰WG報告」に基づき、富士山噴火を想定した広域降灰対策を検討するため、令和6年7月から内閣府において、有識者による「首都圏における広域降灰対策検討会」（以下「広域降灰検討会」という。）が開催された。

広域降灰検討会では、降灰の状況等に応じた広域降灰対策の基本方針や関係省庁及び地方公共団体等関係機関が連携した対策を進めるに当たっての考え方や留意すべき事項についての検討が行われた。

検討の結果については、令和7年3月に内閣府が「首都圏における広域降灰対策に関するガイドライン」（以下「広域降灰ガイドライン」という。）として取りまとめている。

なお、「広域降灰ガイドライン」は、現時点で有する知見を基に検討結果を取りまとめたものであり、今後、具体的な地域における対策の検討や、その他の課題の検討の進捗、新しい知見の蓄積や社会構造の変化等に応じて、適宜、内閣府において、更なる充実を図っていくこととされている。

2 東京都の噴火降灰対策の前提

(1) 対策の前提

東京都地域防災計画では、最悪のケースを想定し、「広域降灰ガイドライン」においても前提としている、「広域降灰WG報告」で示された首都圏への影響が最大となるケースをモデルとしたシミュレーション結果（ケース2）を対策の前提としている。

一方、国が設置した富士山ハザードマップ検討委員会が示した降灰予想図については、平成16年以降、更新がされていないことから、その位置付けについて、引き続き国の動向を注視していくこととしている。

(2) 広域降灰WGの想定結果

広域降灰WG報告では、西南西風が卓越し、噴火が15日間継続した場合、都内には1.2億 m^3 の火山灰が降り積もることが想定される。多摩地域をはじめ、区部の大部分で2～10cm程度以上の降灰が発生することにより、道路等の交通網の混乱や停電の発生など、首都機能の麻痺に直結する被害が生じ、社会経済活動に甚大な影響が生じることが想定されている。

降灰シミュレーションの概要は次のとおり。

	内 容	
噴火の規模等	規模・噴出率	宝永噴火の規模・噴出率
	継続期間	15日間
被害の原因	降灰	
風 向	西南西風卓越（2010年10月14～28日）	
降灰分布	神奈川県と東京都を中心に、火山から東北東方面に分布	
特 徴	堆積厚 10cm 以上の降灰範囲の人口・資産が比較的大きい	
被害の程度	町田市及び八王子市の一部 30cm 以上 多摩地域をはじめ、区部の大部分 2～10 cm程度以上	
想定される影響	鉄道、道路、航空、船舶、物資、人の移動、電力、通信、 上下水道、建物・附帯設備、健康被害、農作物への影響有	

降灰分布図（ケース2：西南西風卓越）



出典：広域降灰WG報告

※令和7年3月に公表された「広域降灰ガイドライン」においても、首都圏への影響が最大となるケース2（西南西風卓越）をモデルとしている。

(3) 想定される影響

- ・ 鉄道：微量の降灰で地上路線の運行が停止する。地下路線の大部分でも、地上路線の運行停止による需要増加や車両・作業員の不足、地上部にある車両基地への入出庫等が困難となることなどから、輸送量の低下や運行停止が発生する。また、停電エリアでは、地上路線、地下路線ともに運行が停止する。
- ・ 道路：乾燥時 10cm 以上、降雨時 3cm 以上の降灰で二輪駆動車が通行不能となる。当該値未満でも、視界不良による安全通行困難、道路上の火山灰や鉄道停止に伴う交通量増等による、速度低下や渋滞が発生する。
- ・ 航空：降灰が 0.4 mm 以上になると滑走路等の除灰が検討され、2 mm 以上になると除灰が必要とされ、除灰作業が行われるまでの間、滑走路が利用不可となる。大気中に火山灰が存在する空域では、航空機は迂回等の措置が必要となる。
- ・ 船舶：降灰中は東京湾の特定の航路における視界不良により、巨大船、危険物積載船等の特定の船舶の航路外待機が必要となる。停電が発生した場合には、港湾の荷役機械が使用不可に至る。海面に火山灰が浮かんでいる場合には、冷却水管やエンジンフィルタの目詰まり、可動部分の摩擦が発生する。
- ・ 物資：一時滞留者や人口の多い地域では、少量の降灰でも買い占め等により、店舗の食料、飲料水等の売り切れが生じる。交通支障が生じると、物資の配送困難、店舗等の営業困難により生活物資が入手困難となる。
- ・ 人の移動：鉄道の運行停止とそれに伴う周辺道路の渋滞による一時滞留者の発生、帰宅・出勤等の移動困難が生じる。さらに、道路交通に支障が生じると、移動手段が徒歩に制限される。また、空路、海路の移動についても制限が生じる。
- ・ 電力：降雨時 3 mm 以上の降灰で碍子（がいし：電線等を支える器具）の絶縁低下による停電が発生する。数 cm 以上の降灰で火力発電所の吸気フィルタの交換頻度の増加等による発電量の低下が生じる。電力供給量の低下が著しく、需要の抑制や電力融通等の対応でも必要な供給力が確保できない場合は、停電に至る。
- ・ 通信：噴火直後には利用者増による電話の輻輳が生じる。降雨時に、基地局等の通信アンテナへ火山灰が付着すると、通信が阻害される。停電エリアの基地局等で非常用発電設備の燃料切れが生じると、通信障害が発生する。
- ・ 上水道：原水の水質が悪化し、浄水施設の処理能力を超えることで、水道水が飲用に適さなくなる、又は断水する。停電エリアでは、浄水場及び配水施設等が運転停止し、断水が発生する。
- ・ 下水道：降雨時、下水管路の閉塞により、閉塞上流から下水があふれる。停電エリアの処理施設・ポンプで非常用発電設備の燃料切れが生じると、下水道の使用が制限される。
- ・ 建物・附帯設備：降雨時 30cm 以上の堆積厚で、木造家屋が火山灰の重みで倒壊するものが発生する。体育館等の大スパン・緩勾配屋根の大型建物は、積雪荷重を超えるような降灰重量が掛かると、損壊するものが発生する。5cm 以上の堆積厚で空調設備の室外機に不具合が生じる。
- ・ 健康被害：目・鼻・喉・気管支等に異常を生じることがある。呼吸器疾患や心疾患の

ある人々は症状が増悪するなどの影響を受ける可能性が高い。

- ・ 農作物・水産物：農作物に対する商品価値の低下や収穫不能が生じる。降雨時 10 cm 以上の降灰で、森林の幹の折損、生育不良や枯死が発生する。水産物の漁獲量や養殖への影響が生じる可能性がある。

3 市の目指すべき到達目標の設定

安心して暮らせる羽村市の実現に向けて、目指すべき到達目標を以下のとおり定める。

降灰状況の把握	降灰状況を一元的かつ迅速に把握できる体制が構築されている。
交通インフラ対策	降灰の初期段階から効率的に除灰する体制が構築されている。
ライフライン対策	ライフライン事業者による予防・応急復旧策が強化されている。
火山灰処理	火山灰の収集から処分までの広域的な連携体制が構築され、仮置き場や処分先が確保されている。
避難	多様なニーズに対応できる広域的な避難体制が構築されている。
物資供給	備蓄の促進と物資供給体制の構築により、災害時に自宅等で生活が維持できる環境が整っている。
情報発信	市民等が災害を自分事と捉え、必要な情報にアクセスできる仕組みが構築されている。
自助・共助の取組	自主防災組織やボランティア等の連携により、地域の防災力が強化されている。

4 現状・課題

(1) 降灰対策の現状

東京都は、富士山の大規模噴火時、人口や交通網等が集中する東京の特性を踏まえ、都市活動を維持する対策を講じるとともに、平常時からの備えを強化するため、今後の対策の方向性を令和5年12月に「大規模噴火降灰対応指針」としてとりまとめた。

市は、都の指針を参考に、降灰対策を推進する。

(2) 課題

降灰状況の把握	気象庁が発表する降灰予報に加えて、関係機関が市内の降灰の堆積状況をエリアや時間ごとに把握できる仕組みの構築が必要である。
交通インフラ対策	降灰等により市（都）内の広い範囲で道路や鉄道等の交通インフラへの甚大な影響が想定されているため、交通機能の早期回復に向けた予防、応急復旧策を充実させていく必要がある。
ライフライン対策	停電や通信への影響等、降灰によるライフラインへの影響が想定されるため、ライフライン事業者による予防・応急復旧策の強化が必要である。

火山灰処理	大規模噴火が発生した場合、最悪のケースでは、都内で約1.2億 ³ m ³ の降灰が想定されるため、都市機能の早期回復に向けた迅速な降灰処理が必要である。
避難	降灰時における避難のタイミングや具体的な方法など、降灰特有の課題を踏まえた避難計画にする必要がある。
物資供給	降灰が一定期間継続した場合にも、市民等が生活物資を入手できるよう、対策を講じる必要がある。
情報発信	市民や外国人等に対し、降灰時に必要な情報を確実に届けられる体制を整備していく必要がある。
自助・共助の取組	発災時に市民等が適切な行動をとれるよう、降灰に対する意識を醸成し、自助の備えを強化するとともに、共助の取組を推進していく必要がある。

5 対策の方向性

降灰状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ○ 初動体制の迅速化に向けて、計測した降灰厚の情報を一元化し、地図上で降灰情報を視覚的に分かりやすく表示する仕組みを構築 ○ 東京都や関係自治体と連携し、広域的な降灰情報を収集し、共有する体制を整備
交通インフラ対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急車両等の通行を早期に回復するため、優先的に除灰する拠点や道路を指定するとともに、道路除灰の手順を定め、訓練等を通じて、実効性を向上 ○ 降灰の初期段階から迅速に道路除灰できるよう、関係団体との協定締結に加え、東京都及び近隣自治体との連携により、広域的な資機材確保のための体制を構築 ○ 道路管理者等により、火山灰処理を想定した道路啓開計画を策定
ライフライン対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 降灰によるライフラインへの影響を最小限にとどめるため、ライフライン事業者による予防・応急復旧策を推進 ○ 市とライフライン事業者との平常時の連携を密にし、訓練等を通じて情報連絡体制を強化
火山灰処理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都及び近隣自治体等と連携して、仮置き場の候補地を選定 ○ 国や東京都の指針を踏まえ、火山灰処理の各主体の役割分担や実施体制等を具体化し、処分先を確保
避難	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅避難を基本としつつ、大量の降灰に伴い、都市機能の回復が長期化する可能性にも留意し、降灰時の住民等の避難行動の基準を設定 ○ 東京都や協定締結自治体と連携し、広域避難も含めた降灰時の避難計画を策定
物資供給	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅避難を継続するため、市民・事業者等の備蓄を促進するとともに、平常時物流を継続するための仕組みを構築

	○ 降灰時の物資輸送方針を策定するとともに、東京都や協定締結自治体と連携し、広域的な物資輸送体制を構築
情報発信	○ 災害のタイムラインに応じて必要な情報を把握し、東京都や報道機関等との連携により、降灰時特有の情報を市民等に確実に届けるための体制を整備 ○ 外国人等に配慮した情報発信を推進
自助・共助の取組	○ 広報紙、市公式サイト、テレビはむら、SNSやイベント等を通じて普及啓発を充実し、災害リスクや必要な備えへの理解を促進 ○ 防災人材の育成等を通じて、消防団や自主防災組織等の活性化を促進するとともに、災害ボランティアの受入れ体制を整備

6 市民の意識啓発

富士山等の噴火の際には、公助による降灰への対策のみならず、自助・共助としての各地域における活動が、早期の市民生活の復旧に必要不可欠である。~~ことから、~~広報紙、市公式サイト、テレビはむら、SNSやイベント等を通じて、降灰に関する知識の普及及び啓発を進めるとともに、近隣同士が協力し合いながら市民による自発的な降灰対策が行われるよう、市は、さまざまな機会を捉えて、地域における住民同士の連帯意識の醸成や、降灰対策に関する意識啓発に取り組む。

7 平常時からの備え

(1) 市民等

市民等は、降灰による健康被害や生活への影響を未然に防ぐため、食料や飲料水、生活用水、生活必需品等のほか、マスク、ゴーグル、ヘルメット及び灰を屋内に侵入させないために窓などの隙間に貼るテープや灰を収集するためのほうき、塵取り、スコップや袋などを備えておく。

また、降灰が雨水等の流れをせき止めないように、側溝の詰まり等を取り除くなどの対策を地域で協力して行っておく。

(2) 市

市は、降灰の現象や備蓄の必要性について市民に向けて普及啓発を行う。

また、交通インフラ、ライフライン、物資供給等の各分野で、資機材や対策用品の準備、備蓄を行う。

第2節 情報の収集及び伝達

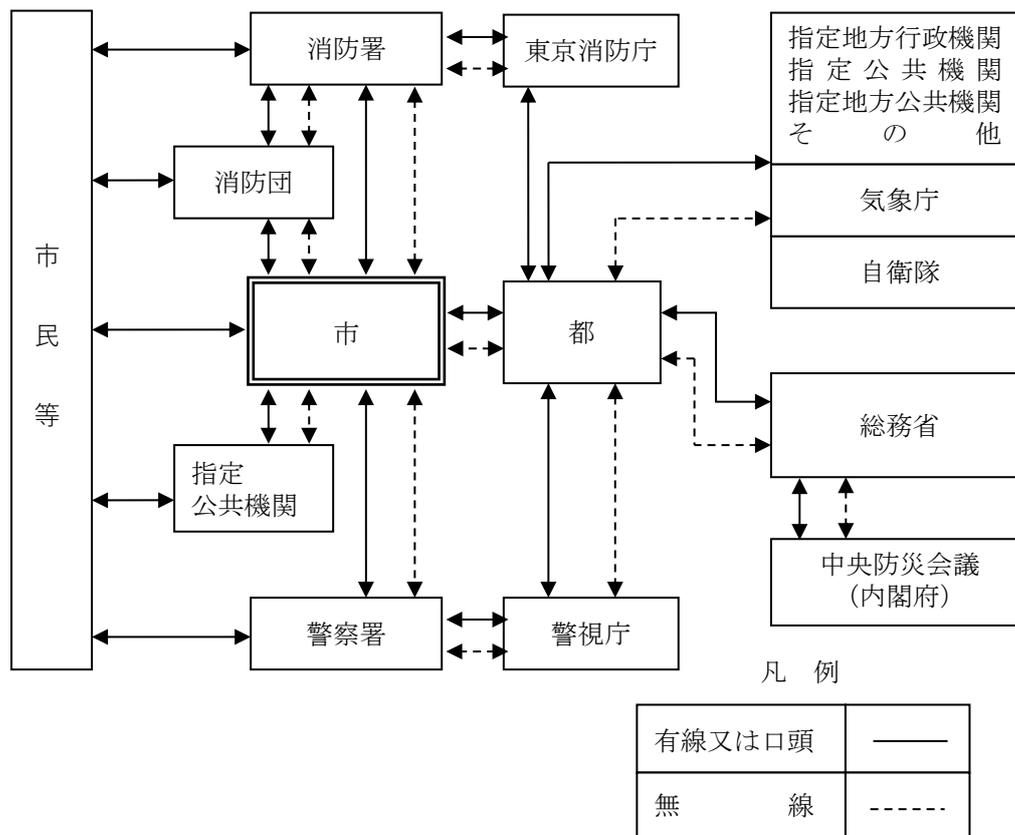
市は、富士山の噴火が確認された場合、消防署、警察署、都及び防災関係機関等との情報収集・伝達を密に行い、降灰等への対応準備を行うとともに、円滑な応急活動を実施するため、次のとおり速やかに情報連絡態勢をとり、迅速かつ的確な情報の収集及び伝達にあたる。

1 情報連絡態勢

機関名	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生とともに、いつでも関係防災機関と通信連絡が行えるよう、必要な情報連絡態勢を確保する。 ○ 都防災行政無線等を活用して、都と情報連絡を行う。 ○ 市防災行政無線等を基幹に、またはその他の手段の活用により、市の各機関、都、管内の公共団体及びその他重要な施設の管理者との間に連絡システムを整備し、災害時の情報連絡態勢を確保する。 ○ 災害に関する情報の収集、伝達を円滑に処理するため、関係防災機関の協力を確保する。 ○ 緊急を要する通信を確保し、または有線通信の途絶に対処するため、非常（緊急）通話もしくは非常（緊急）電報及び非常無線通信を活用するよう、NTT及び各施設管理者の協力を確保する。 ○市が収集する情報 <ul style="list-style-type: none"> ・火山（降灰）情報 ・気象予報、警報 ・降灰、火山ガス等による健康、環境への影響に関すること ・火山灰の除去及び処理に関すること

2 連絡系統

富士山噴火降灰対策における情報連絡系統



市は、市内の降灰の状況を、都を通じて気象庁に伝達する。伝達された降灰情報は、気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センターで取りまとめられ、「**火山の状況に関する解説情報**」や「**富士山の火山活動解説資料**」として公表される。

伝達する降灰調査項目は、以下のとおりとする。

- 降灰の有無・堆積の状況
- 時刻・降灰の強さ
- 構成粒子の大きさ
- 構成粒子の種類・特徴等
- 堆積物の採取
- 写真撮影
- 降灰量・降灰の厚さ ※

※可能な場合

<降灰の強さ>

火山観測指針 気象庁（1999）を一部改変

階級	解説
1	降っているのがようやくわかる程度
2	降っているのが明確にわかり、10～20分で地上を薄く覆う程度
3	降灰のため山は見え、10～20分で厚さ1mm以上積もる程度

また、降灰に関する重要な情報について、気象庁や関係機関等から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに管内の公共的団体その他重要な施設の管理者及び自主防災組織に通報するとともに、警察機関、消防機関等の協力を得て、市民等に降灰への備え、健康への留意点及び安全対策などの注意を促す。

3 気象庁が発表する火山に関する情報

(1) 噴火警報等

	内 容
噴火警報	<p>噴火に関する重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報のこと。</p> <p>生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名、警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）等を明示して発表する。</p> <p>「警戒が必要な範囲」が火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」、「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」として発表し、「噴火警報（居住地域）」は特別警報として発表する。</p>
噴火警戒レベル	<p>火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」と、防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分したもので、噴火警報・噴火予報に付して発表する。</p> <p>各火山の火山防災協議会で検討を行い、噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」が市町村・都道府県の地域防災計画に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用が開始（導入）される。</p>
噴火速報	<p>登山者や周辺の住民に対して、噴火の発生を知らせる情報で、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。</p>

(2) 噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベルとキーワード	火山活動の状況
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される。
			レベル4 (高齢者等避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から少し離れた所までの火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

(3) 降灰予報

種別	発表時期・基準	発表内容
降灰予報 (定時)	噴火前 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、事前に対策がとれるようにするため、定期的(3時間毎)に発表する降灰予報	噴火が発生したときに予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を3時間毎18時間先まで提供する。
降灰予報 (速報)	噴火直後 降ってくる火山灰や小さな噴石に対して、直ちに対応行動がとれるようにするために、噴火発生後、速やかに(5分~10分程度)発表する降灰予報	噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲について提供する。
降灰予報 (詳細)	噴火後 降灰量階級に応じた適切な対応行動をとることができるようにするため、噴火発生後20~30分程度で発表する降灰予報	噴火発生から6時間先まで(1時間毎)に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻について提供する。

(4) 降灰量階級表

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ		人	道路	
		路面	視界			
多量	1mm 以上 外出を控える	完全に覆われる	視界不良となる	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患(肺気腫など)が悪化し健康な人でも目・鼻・呼吸器などの異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	停電や上水道の水質低下及び給水停止のおそれ
やや多量	0.1mm ≤ 厚さ < 1mm 注意	白線が見えにくい	明らかに降っている	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良の恐れがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある (およそ 0.1~0.2mm で鹿児島市は除灰作業を開始)	農作物が収穫できなくなったり、鉄道の運転見合わせのおそれ
少量	0.1mm 未満	うっすら積もる	降っているのがよくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可

(5) その他の情報

火山の状況に関する解説情報 (臨時)	噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、または判断に迷う場合に発表する情報
火山の状況に関する解説情報	現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いですが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に発表する情報
火山活動解説資料	写真や図表等を用いて火山活動の状況や防災上警戒や注意すべき事項等について解説する資料

第3節 応急活動体制

1 災害時の応急活動体制

富士山が噴火し、降灰による被害が発生、または発生するおそれがある場合の応急活動態勢は、第1部 総則 第5章 災害時の活動体制 を準用する。

2 火山灰の除去、収集・運搬及び処分

(1) 除去

火山噴火によって降灰が長時間続いた場合は、宅地や公園等に大きな被害を与え、ひいては地域の経済活動や市民の社会生活に著しい障害をもたらし、地域の活力を失うことになる。このため、降灰によって被害が発生した場合は、早急な復旧対策を行い地域の活力を取り戻す必要がある。

宅地に降った火山灰は、所有者又は管理者が対応することが原則であるが、市民では対応が困難な対策については、市が対応する。

(2) 収集・運搬

火山灰の収集は、原則として、土地所有者又は管理者が行う。

なお、宅地に降った火山灰の運搬については、市が行い、宅地以外に降った火山灰の運搬については、各施設管理者が行う。

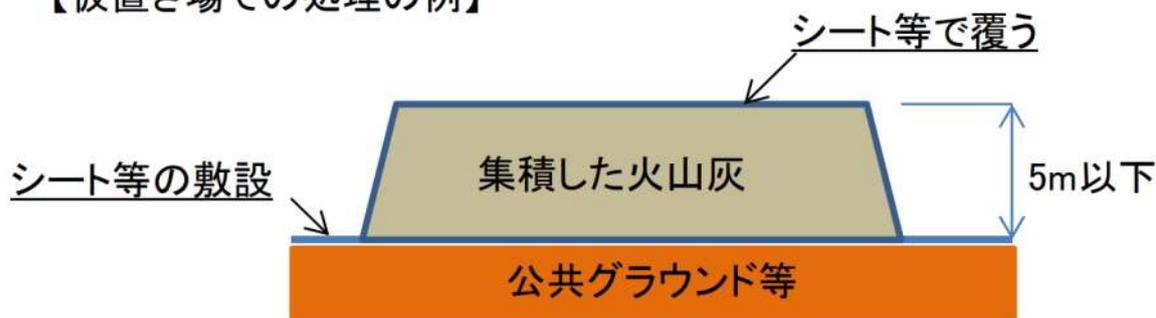
また、火山灰の運搬は、一般廃棄物とは別に行い、袋に入れるなど、飛散しないように努める。

(3) 処分

火山灰の処分は、広域的な処分を含め、都や関係機関と調整した上、周辺自治体と連携した処分を行う。

また、収集した火山灰の一時的な置き場所が必要となった場合に備え、市は一時集積場所に江戸街道公園をあてることとし、被害の状況により他の市有地等を検討する。

【仮置き場での処理の例】



【火山灰を仮置く作業を行う場合の留意事項】

- シートを敷設するなど、用地の現状回復や処分場への運搬がしやすい工夫を行う。
- 仮置きした火山灰をシートで覆うなど、風による飛散防止を行う。

- 火山灰を仮置いたスペース周辺に排水溝を設置するなど、降雨による火山灰の流出を防止する。
- 火山灰盛土の崩壊防止のため、積み置く高さを5m以下とする。
- 東京都は広いスペースが限られるため、土のう袋を活用した積上げなど、確保した仮置き場の面積によって置き方を変更し、スペースを最大限活用できるよう効率化を図る。
- 火山灰の仮置き作業に当たっては、防塵マスクやゴーグルを着用するなど、粉じん対策を行う。

3 避難対策

(1) 避難の方向性

都内全域に降灰の影響が及ぶ可能性がある一方、降灰そのものを原因として、直ちに生命に危険が及ぶことはないことから、在宅避難を原則とする。

しかしながら、堆積量や継続時間の予測が困難なため、降灰厚による木造建物の倒壊や土石流、ライフライン等の途絶などのリスクに応じて、避難を検討する。

(2) 避難の基準

降灰による避難の考え方は、降灰厚に応じて、命の危険度と物資調達の可否、ライフラインへの影響から、生活継続、在宅避難、避難所避難、域外避難の四つに分ける。

市が、避難を検討する範囲、避難を判断する降灰厚の目安は、次のとおりとする。

区分	降灰厚	影響等	避難
ステージ1	微量以上 3 cm未満	鉄道等への影響	自宅等で生活を継続
ステージ2	3 cm以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフラインへの影響 ・ 降灰厚が 10 cm以上の場合、二輪駆動車の通行不能 ・ 物資供給が困難 	在宅避難等
ステージ3	30 cm未満		避難所等へ避難 大規模な降灰が生じた範囲のうち、停電、断水、物資供給困難等により避難が必要となる地域を、噴火の推移や社会的影響、火山専門家の助言等を踏まえ総合的に判断
ステージ4	30 cm以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四輪駆動車の通行不能 ・ 木造建物の倒壊のおそれ 	降灰厚 30 cm以上が想定される影響域からの避難

※降灰厚 30 cm未満は、在宅避難を基本としつつ、ライフライン等の被害状況によって、避難の可否を判断する。

※避難先は、降灰に耐える近隣の堅牢な建物を原則とする。ただし、体育館等の大スパンの大型建物は、重量物に耐えられない構造のものが多く、損壊の可能性があるため、避難する場合は注意が必要

※降灰厚が 30 cmに満たなくても、降灰後の降雨により土砂災害の危険性が高くなる可能性があることから、市は、土砂災害警戒区域等について、関係機関と連携・協力して警戒巡視等を行うとともに、気象状況等に応じて避難指示を発令し、住民を避難させる。

4 救援・救護

降灰による被害発生後の被災者に対する救援・救護は第2部 震災編 第8章 医療救護等対策 を準用する。

5 避難行動要支援者等の安全対策

市は、避難行動要支援者等の状況把握及び安否確認等について、避難支援等関係者に対し、降灰による影響の状況等により、必要に応じて避難行動要支援者等の安否確認等及び支援を行うよう要請する。

その他の避難行動要支援者等の安全対策については、第2部 震災対策 第1章 市民と地域の防災力向上 第2節 具体的な施策 VI避難行動要支援者 応急対策 1避難行動要支援者の安全対策 を準用する。

6 市民への広報・健康相談

市は、都及び関係機関から火山灰による健康への影響等に関する情報を収集し、市民に広報する。また、状況に応じ健康相談窓口を開設し、市民からの健康に関する相談を受け付ける。その他、広報については、第2部 震災対策 第7章 情報通信の確保 II住民等への情報提供体制 応急対策 1広報 を準用する。

消防署は、関係機関と協力し、出火防止対策、降灰による健康被害防止、噴火警戒レベルに応じた安全情報の提供、その他必要な事項について広報活動を実施する。

7 応援協力・派遣要請

降灰により被害を受けるまたは受けるおそれがある場合、市は関係機関と協力して応急対策にあたる。

また、降灰による被害が発生し、人命又は財産の保護のため必要であると認めた場合は、都に対し、自衛隊の災害派遣を要請する。

8 その他の応急活動体制

火山災害における警備・交通規制、ライフライン等のその他対策については、第2部 震災対策 第5章 安全な都市づくりの実現 IV交通ネットワーク対策及び警備・交通規制対策 及び Vライフライン対策 を準用する。

市は、平常時から関係防災機関等と連携を密にし、防災訓練等を通じて情報連絡体制を強化する。